

千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）に、千葉県被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 住宅 「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知。）に規定する住家をいう。
- (2) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 全壊 住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のことをいう。
 - イ 半壊 住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上50%未満のことをいう。
- (3) 住宅被害支援金 住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等解体）に応じて交付する支援金をいう。
- (4) 住宅再建支援金 住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）に応じて、交付する支援金をいう。

(交付の対象となる災害)

第3条 支援金の交付の対象となる災害は、がけ崩れ、地すべり、土石流、同一の河川水系の氾らん・洪水、竜巻、津波・高潮等の自然災害により、住宅の被害が発生した場合で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。

(交付の対象となる被災世帯等)

第4条 支援金の交付の対象となる被災世帯及び支援の金額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、別表2に定める期日までに同表に掲げる書類を添えて、千葉県被災者生活再建支援金支給申請書（様式第

1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請が適正であると認めるときは、支援金の交付を決定し、千葉県被災者生活再建支援金支給通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請を却下することを決定したときは、千葉県被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により被災者生活再建支援金の給付を受けたとき

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき

2 市長は、前項により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、千葉県被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金の返還を請求したときは、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号)第19条第1項に規定する延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該申請者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

3 前項の延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例(昭和39年千葉県条例第34号)の規定の例による。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

<p>交付の対象となる被災世帯</p>	<p>支援金の交付の対象となる被災世帯は、第 3 条に規定する災害が発生した際に、本市内に居住していた世帯であって、次のとおりとする。</p> <p>ただし、一つの世帯が重複して、次に掲げる 1 から 4 までの支援対象になることはできないものとする。</p> <p>また、法第 3 条の規定による被災者生活再建支援金の交付を受けた被災世帯については、支援対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 3 条に規定する災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯） 2 第 3 条に規定する災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成 1 0 年政令第 3 6 1 号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） 3 第 3 条に規定する災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（半壊等解体世帯） 4 第 3 条に規定する災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）
---------------------	---

一世帯あたりの支援の金額	一世帯あたりの支援の金額は、下表に掲げるとおりとする。			
	(単位：万円)			
	被災世帯	住宅被害支援金	住宅再建支援金	
	全壊世帯	100	建設・購入	200
			補修	100
			賃借	50
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200
			補修	100
			賃借	50
	半壊等解体世帯	100	建設・購入	200
補修			100	
賃借			50	
中規模半壊世帯	/	建設・購入	100	
		補修	50	
		賃借	25	
<p>自然災害の発生時においてその属する者の数が1である被災世帯については、上記金額の4分の3の金額とする。</p>				

別表2 (第5条関係)

申請期間	<p>第3条に規定する災害が発生した日から起算して、住宅被害支援金にあつては13月を経過する日まで、住宅再建支援金にあつては37月を経過する日までとする。</p> <p>ただし、県実施要綱第9条第2項の規定により、延長の決定がされた際には、支援金の申請期間を延長することができる。</p>
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民票（被災世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できるもの） 2 リ災証明書 3 預貯金通帳の写し（銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主本人の名義の記載があるもの） 4 住宅再建支援金の申請を行う場合にあつては、住宅を建設、購入、補修又は賃借することが確認できる契約書等の写し 5 半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書 6 その他市長が必要と認める書類

災害名〔市（町村）記入欄〕

様式第1号（第5条関係）

千葉県被災者生活再建支援金支給申請書

申請日 年 月 日

（あて先）千葉県長

千葉県被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

申請回数〔支給番号〕	
初回	2回目以降

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（単数 ・ 複数）

②世帯主の氏名

ふりがな	生年月日
氏名	年 月 日

③被災した住宅の住所（被災住所）

〒

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

現在の住所	□被災住所と同じ 〒
電話番号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

□前回申請と同じ（前回申請と同じ場合は□に✓を記入し下表は空欄にしてください。）

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
ゆうちょ銀行	記号	番号	
口座名義（カナ）			

口座名義が世帯主と異なる場合はその理由を記入してください（前回と同じ名義であれば記入不要です）。

IV

(1) 申請する**住宅被害支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
 (初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のままです。
 なお、中規模半壊で初めて申請される場合には、(2)に記入してください。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
全壊	100万円	75万円		
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円		
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円

半壊解体・敷地被害解体の場合は
その理由：

申請額(A-B)： 万円

(2) 申請する**住宅再建支援金**について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
建設・購入	200万円	150万円		
補修	100万円	75万円		
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円
中規模 半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円 75万円
	補修	50万円	37.5万円	
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	25万円	18.75万円	25万円 18.75万円

申請額(C-D)： 万円

注) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

----- 市(町村)記入欄 -----

市本人確認欄

添付書類確認欄

罹災 証明書	住民票	預金通帳 の写し	解体 証明書	敷地被害 証明書	契約書 の写し	その他

千葉市被災者生活再建支援金支給通知書

第 年 月 日

様

千葉市長

年 月 日に申請された千葉市被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給いたしますのでお知らせします。

記

- 1 支給番号
- 2 支給金額 円
- 3 支給方法 口座振込支給（振込 （予定） 日）

（千葉市被災者生活再建支援金の支給条件）

- 1 市長は、千葉市被災者生活再建支援事業実施要綱第7条の規定により、
 - ① 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により被災者生活再建支援金の給付を受けたとき
 - ② 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき、
は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
また、支給決定を取り消したときに、取消に係る支援金をすでに支給している場合には、市長は期限を定めて当該支援金の返還を請求します。なお、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例により計算した延滞金を納付していただきます。
- 2 支援金、延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺することになります。
- 3 なお、延滞金にあつては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

様式第3号（第6条関係）

千葉県被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

千葉市長

年 月 日に申請された千葉県被災者生活再建支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

様式第4号（第7条関係）

千葉県被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

第 年 月 日
号

様

千葉市長

年 月 日付け第 号で支給通知しました 災害に係る千葉県被災者生活再建支援金の支給については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

（理由）